

### **3. フロン回収・破壊法**

# フロン回収・破壊法とリサイクル法

- 我が国では、機器の種類に応じて法律が定められており、それぞれの法律に基づき、冷媒として用いられたフロン類の回収及び破壊が実施されている。

## <法律>

フロン回収・破壊法  
(平成14年4月施行)

家電リサイクル法  
(平成10年10月施行)

自動車リサイクル法  
(平成17年1月施行)

## <対象機器>

業務用の冷蔵機器・冷凍機器  
業務用の空調機器

家庭用エアコン  
家庭用電気冷蔵庫・冷凍庫  
家庭用衣類乾燥機

カーエアコン

# フロン回収・破壊法の目的

- フロン回収・破壊法は、オゾン層の保護と地球温暖化の防止の両方が目的。

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(抄)

(平成13年法律第64号)

(目的)

第一条 この法律は、人類共通の課題であるオゾン層の保護及び地球温暖化（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第一項に規定する地球温暖化をいう。以下同じ。）の防止に積極的に取り組むことが重要であることにかんがみ、オゾン層を破壊し又は地球温暖化に深刻な影響をもたらすフロン類の大気中への排出を抑制するため、特定製品からのフロン類の回収及びその破壊の促進等に関する指針及び事業者の責務等を定めるとともに、特定製品に使用されているフロン類の回収及び破壊の実施を確保するための措置等を講じ、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

# フロン回収・破壊法の経緯

## 平成13年成立(平成14年4月施行)

- 対象製品(業務用エアコン及び業務用冷蔵・冷凍機器※)
- 対象物質(CFC、HCFC及びHFC) ※ カーエアコンは自動車リサイクル法へ移管
- 廃棄者、回収業者の引渡し義務
- 回収業者の登録制度、破壊業者の許可制度
- 破壊業者の引取・破壊義務
- 廃棄者の費用負担
- みだり放出の禁止
- 対象製品の表示義務 等

## 平成18年改正(平成19年10月施行)

- 行程管理制度の創設
- 部品リサイクル時等における回収義務化
- 整備時回収の適正化
- 建物解体時の確認義務
- 都道府県知事の権限強化

# フロン回収・破壊法の概要

## 業務用冷凍空調機器

### 機器のメンテナンス業者（第一種特定製品整備者）

- フロン類の回収作業を行うには、都道府県知事の登録が必要。または、フロン類の回収作業をフロン類回収業者に委託（回収・運搬・破壊に要する料金は機器の整備の発注者が支払う）

### 建物の解体業者（特定解体工事元請業者）

- 建物の解体工事の際には、事前に機器の設置の有無を確認し、発注者に書面（事前確認書）で説明

事前確認書

説明

協力

### ユーザー・ビルオーナー等の機器の所有者（第一種特定製品廃棄等実施者）

- 機器を廃棄する際は、フロン類をフロン類回収業者に引き渡す
- 回収・運搬・破壊に要する料金の支払い
- 機器を廃棄する際に回収依頼書又は委託確認書を交付し、写しを保存(3年)
- フロン類回収業者が交付する引取証明書の保存(3年)
- 特定解体工事元請業者が行う確認作業への協力。

フロン類

費用

フロン類回収依頼、  
引き渡し

処理費用  
(回収・運搬・破壊費用)

直接フロン類を  
引き渡す場合

回収依頼書

委託確認書

交付

### 設備業者、解体業者、産廃業者、リサイクル業者等（第一種フロン類引渡受託者）

- 廃棄等実施者から交付された委託確認書の回付、写しの保存(3年)
- 引取証明書の保存(3年)

委託確認書

回付

フロン類

費用

フロン類回収依頼、  
引き渡し

処理費用  
(回収・運搬・破壊費用)

引取証明書

交付

### フロン類回収業者 都道府県知事の登録業者（第一種フロン類回収業者） 32,109業者 (H22.4.1 時点)

- 回収・運搬に関する基準に従ってフロン類を回収・運搬。
- 再利用する場合等を除き、フロン類をフロン類破壊業者に引き渡す。
- フロン類回収の記録を行い、都道府県知事に報告。
- 機器の廃棄時にフロン類を引き取った際に、引取証明書を交付し、写しを保存(3年)

フロン類

費用

フロン類

破壊費用

### フロン類破壊業者 経済産業大臣・環境大臣の許可業者 75業者 (H22.4.1 時点)

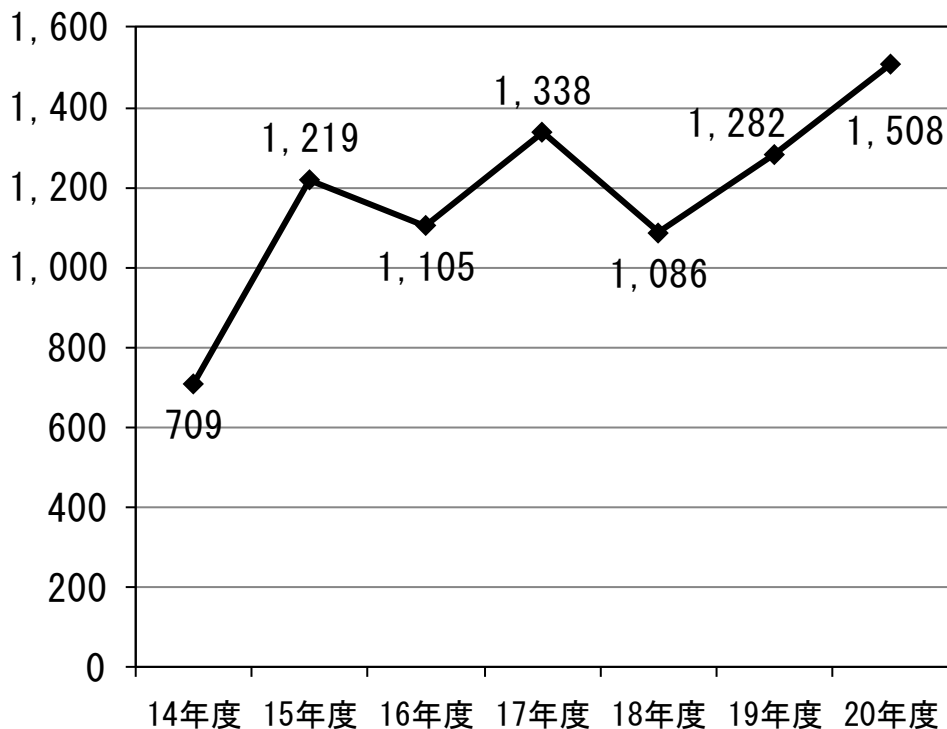
- 破壊に関する基準に従ってフロン類を破壊。
- 破壊の記録を行い、経済産業大臣・環境大臣に報告。

(H22.4.1 時点)

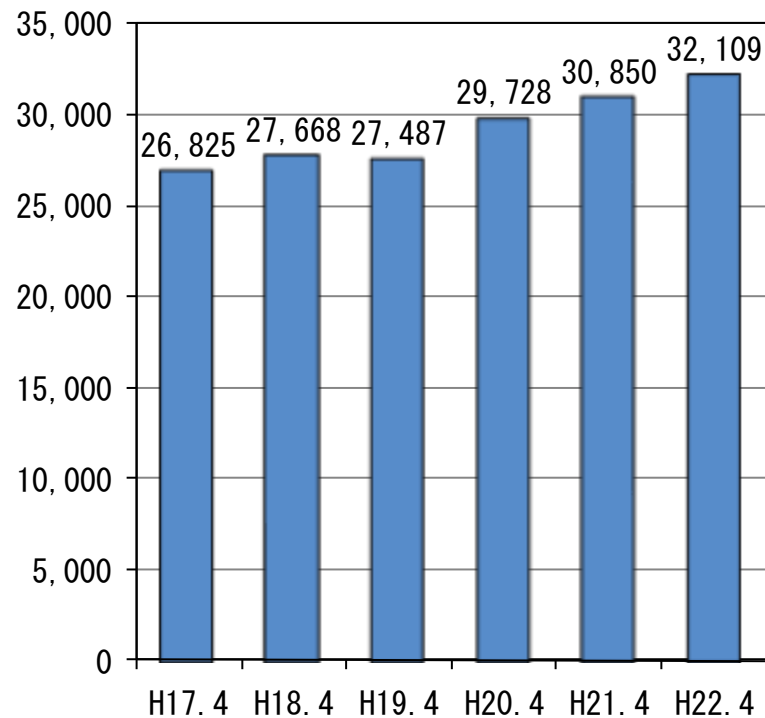
# フロン回収・破壊法の施行状況

- 都道府県による立入検査数は近年増加傾向。
- フロン類回収業者の都道府県への登録数は約3万業者。

## 都道府県による立入検査数の推移

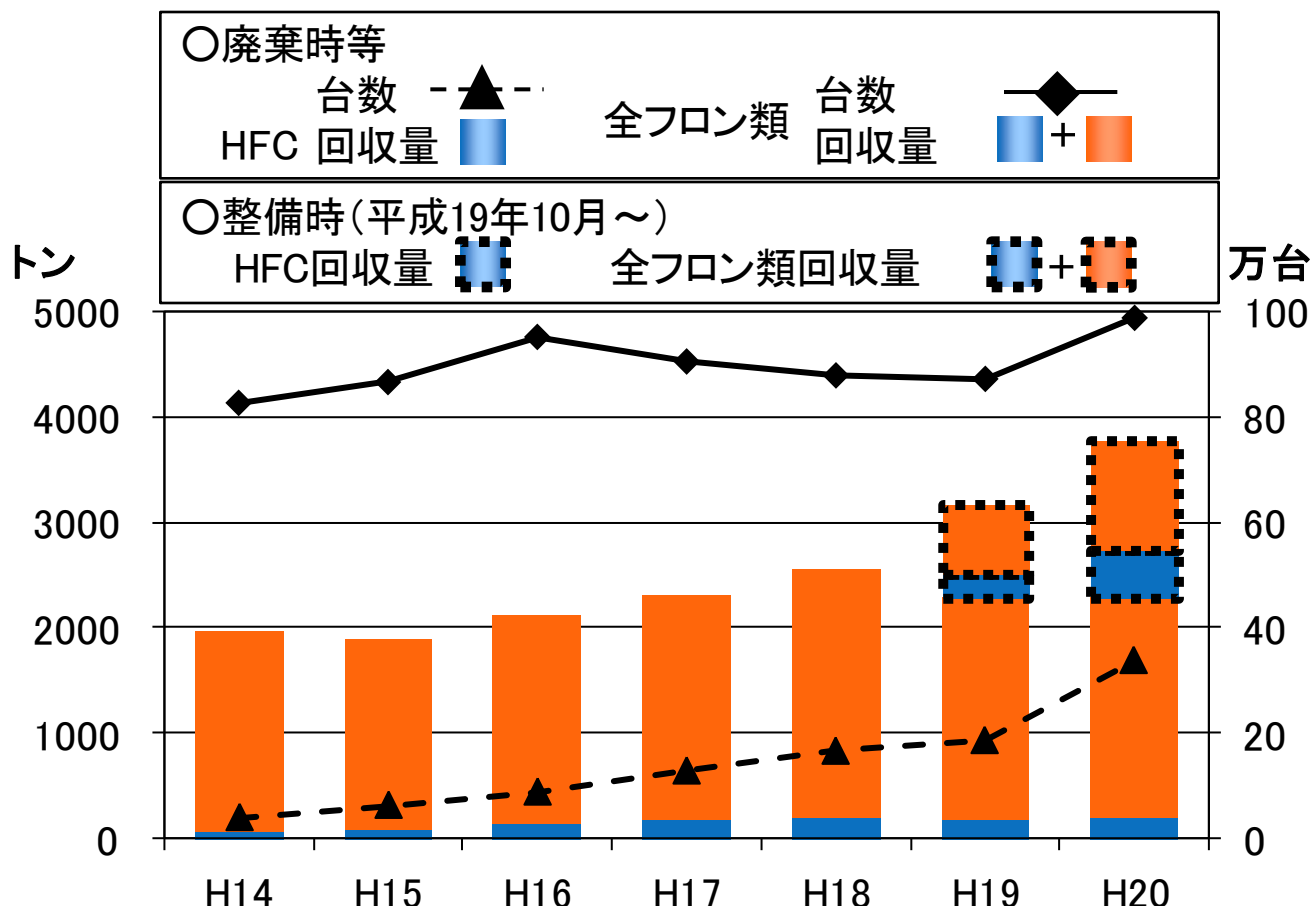


## フロン類回収業者登録数の推移



# フロン回収・破壊法による回収量・回収率の推移

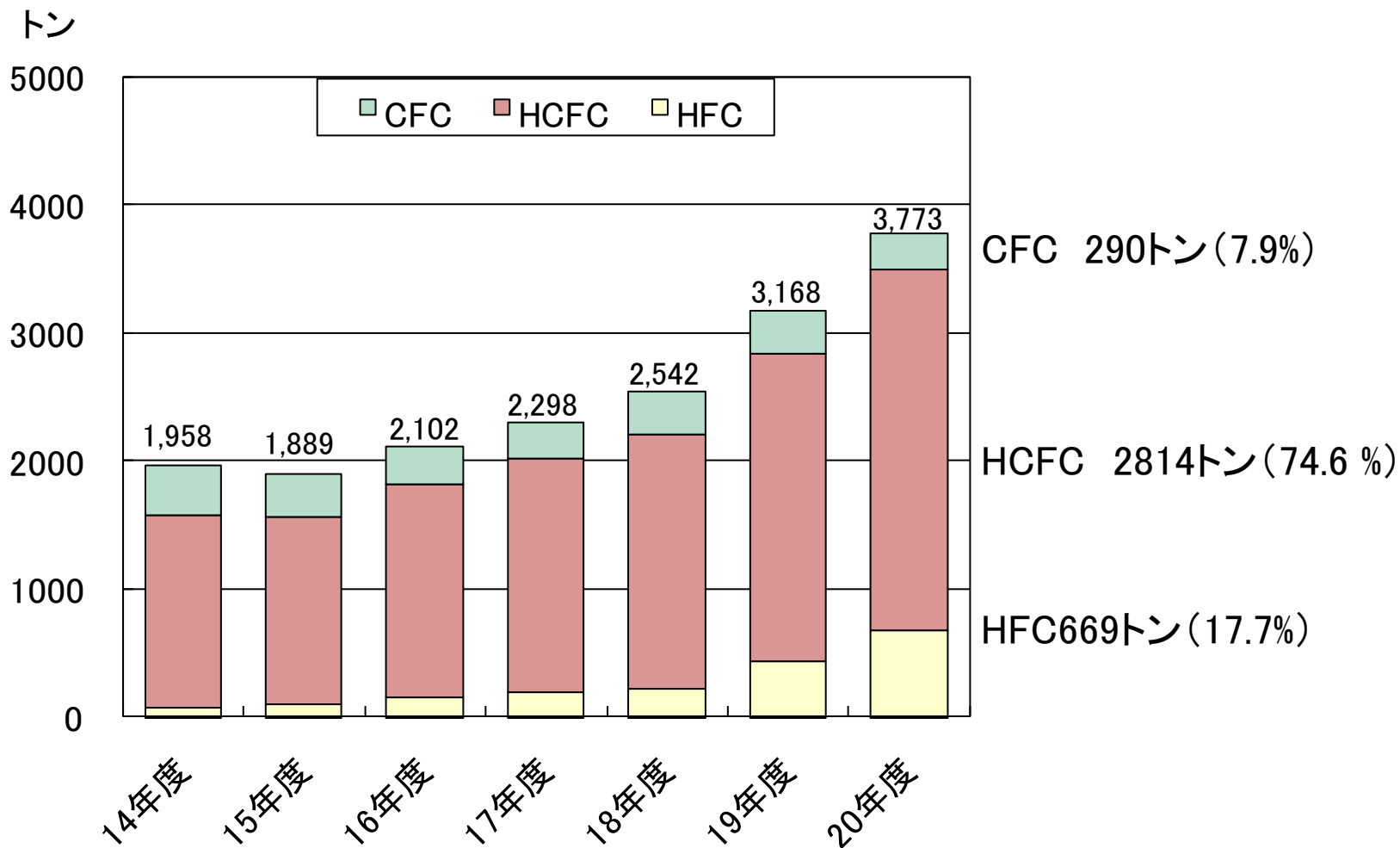
- 第一種特定製品（業務用冷蔵・冷凍・空調機器）のフロン類（CFC、HCFC、HFC）の回収量は増加しているが、廃棄時回収率は約3割で横ばい。



	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
廃棄時回収率	35%	29%	30%	31%	32%	27%	28%

# フロン回収・破壊法による回収量の推移

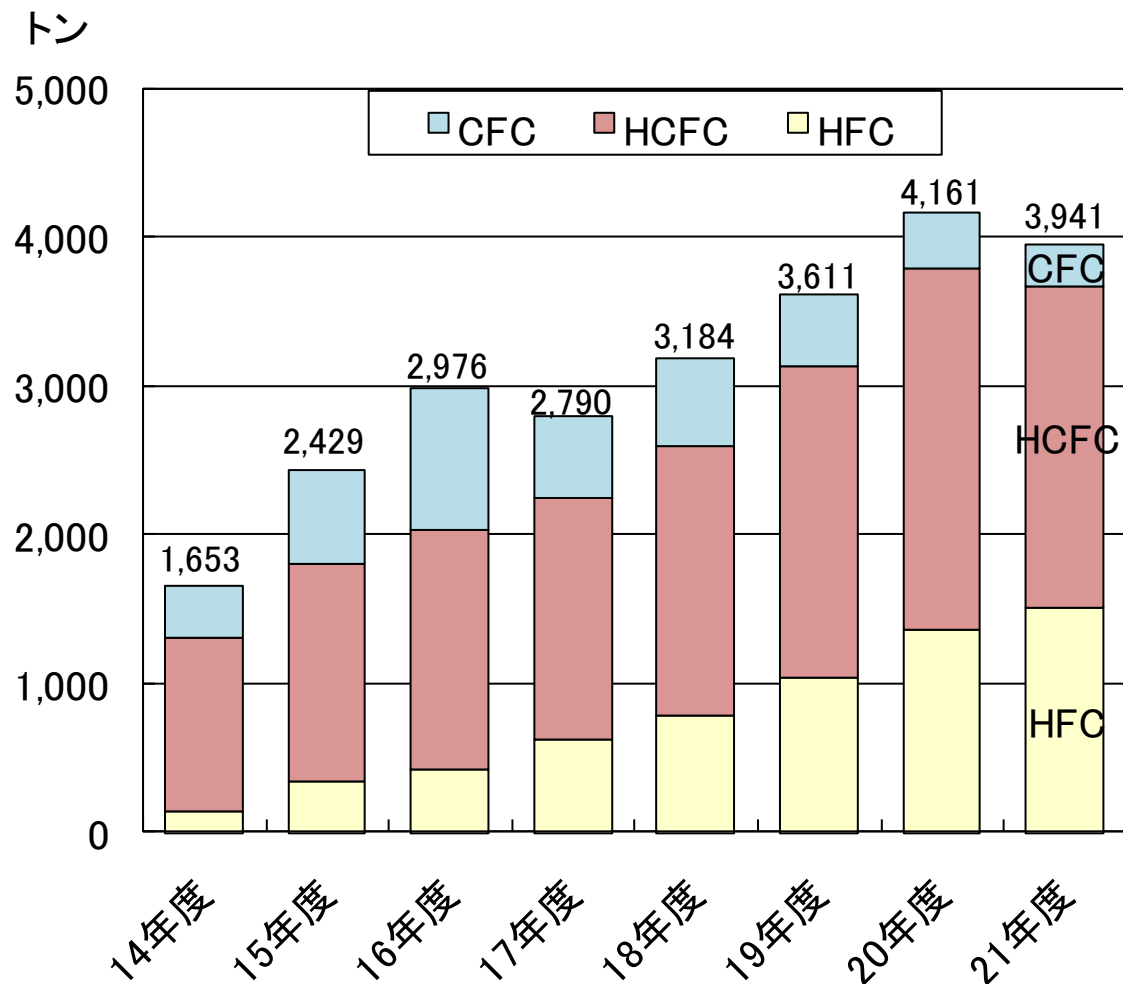
- 第一種特定製品(業務用冷蔵・冷凍・空調機器)の冷媒種類別(CFC、HCFC、HFC)の回収量の推移は以下のとおり。





# フロン回収・破壊法による破壊量の推移

- 平成19年10月の改正法施行から、廃棄時に加えて整備時に回収されたフロン類の報告が義務化された。
- 破壊業者数は平成22年4月現在75業者。



※破壊量は  
業務用冷凍空調機器と  
カーエアコンの合計

# 業務用のエアコン・冷蔵・冷凍機器に関するフロン類のおよその流れ(平成20年度)

<整備時>

<廃棄時>

回収率 約28%

整備者

廃棄等実施者

フロン類

フロン類

約1,500トン

直接回収業者へ

合計約2,300トン

引渡受託者  
設備業者、解体業者、  
産廃業者など

○廃棄時回収率

・廃棄時回収量 ÷ 廃棄時冷媒残存量  
約2,276トン / 約8154トン ÷ 28% (H20年度)

(廃棄時冷媒残存量)

・機器の年度別出荷台数、経年別廃棄台数割合、フロン類初期充填量等から経産省において推計した量

都道府県知事

報告

約200トン  
(保管量)

第1種フロン類回収業者

約3,000トン

<破壊>

約200トン

<再利用>

自ら再利用

合計約500トン

報告

省令7条業者

※都道府県知事が認める者  
(地域の回収センターなど)

約2,900トン

約400トン

譲渡

環境大臣  
経済産業大臣

報告

年度破壊量  
約3,000トン

約100トン  
(保管量)

フロン類破壊業者

フロン類を再利用する者

(冷媒その他製品の原材料として利用する者)

# フロン回収・破壊法に関する自治体の取組

## (1) 立入検査等の推進

- ①フロン回収・破壊法等に基づく立入検査(第一種フロン類回収業者への調査:1,256件(H18)→1,656件(H20))
- ②全国一斉パトロール(年2回、H21開始、1,266件(H21春)→1,555件(H21秋))
  - ・建設リサイクル法の全国一斉パトロールとタイアップした回収状況の現場確認、法の周知徹底など

## (2) 自治体独自の取組(代表例)

- ・行程管理制度の使用実態調査を実施
- ・解体業者等に対しヒアリングを実施
- ・建設リサイクル法の担当窓口で事前確認書等を配布
- ・高圧ガス保安法の廃止届にフロンに係る書類を添付



## 4. 使用時排出問題

# 使用中の機器からの冷媒フロン類の排出

- 使用中の冷蔵・冷凍・空調機器からの冷媒フロン類の漏れなど(使用時排出)が従前の見込みより多いことが判明 (経済産業省調査結果(平成21年3月公表))

機器稼働時排出量＝市中稼働台数×使用時冷媒充填量×使用時冷媒排出係数－整備時回収量

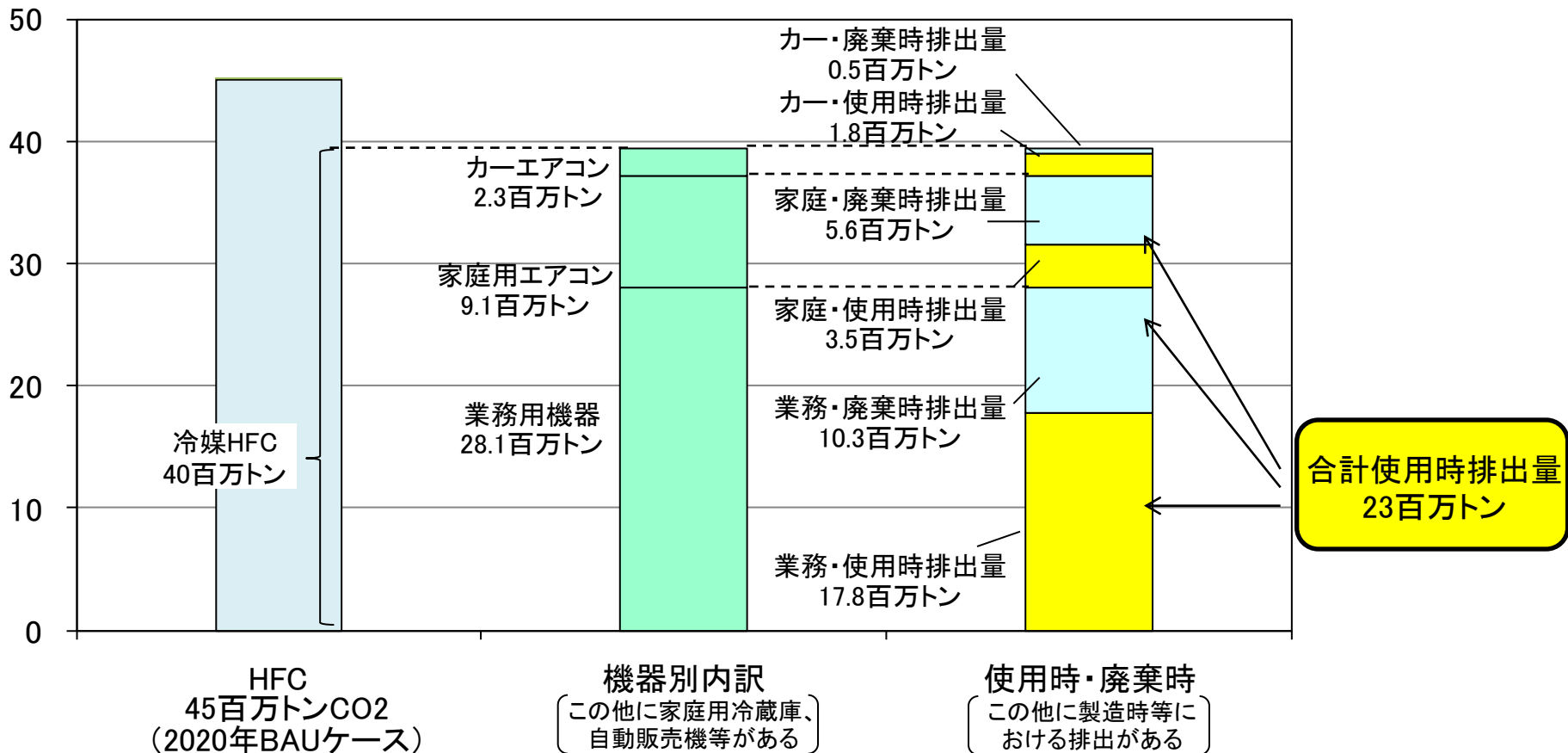
機器の分類		従前の係数	見直し後の係数	
大型冷凍冷蔵機器	遠心式冷凍機	2.3%	7%	
	スクリーウ冷凍機	2.8%	12%	
中型冷凍冷蔵機器	輸送用冷凍冷蔵ユニット	9.0%	15%	
	冷凍冷蔵ユニット	1.1%	17%	
	コンデンシングユニット	-	13%	
	別置型冷蔵ショーケース	0.7%	16%	
業務用空調機器	店舗用パッケージエアコン	0.9%	3%	
	ビル用パッケージエアコン	0.9%	3.5%	
	産業用パッケージエアコン	0.3%	4.5%	
	ガスヒートポンプ	4.4%	5.0%	
ルームエアコン		0.2%	2%	
小型冷凍冷蔵機器	一体型機器		2%	
		内蔵形冷蔵ショーケース		0.02%
		製氷機		0.02%
		冷水機		0.02%
		業務用冷蔵庫		0.01%
チリングユニット	チリングユニット		6%	
		冷凍冷蔵用チリングユニット		2.0%
		空調用チリングユニット		2.0%
カーエアコン(MAC)		5.2%	5.2% (従来どおり)	

※ 排出係数には、機器整備時に回収される冷媒を排出分として含んでいる。  
事故・故障による排出等も含むため、通常どおり稼働している機器からの排出係数は、これよりも相当程度に低い。

# 使用中の機器からの冷媒HFCの排出試算

- 2020年BAUケースでは、冷媒HFCの使用時排出量の合計は約23百万トンCO<sub>2</sub>(冷媒分野の約6割)となる。
- なかでも業務用機器からの使用時排出量は約18百万トンCO<sub>2</sub>。

百万トンCO<sub>2</sub>



# 使用時排出の主な発生要因

- 関係者の意見や高圧ガス保安協会が公開している事故情報を整理したところ、使用時排出の主な発生要因は次の4つ。

## ① 初期施工時の問題に起因

- ・配管の接続部(フレア継手)の締付や配管止め具などの不具合
- ・本来は選定すべきでない部品や材質の選定
- ・設置時の試験(気密試験や真空引き)などの事前措置が不十分 等

## ② 不適切な使用・整備の問題に起因

- ・更新時期を超えた機器の長期使用
- ・ショーケースの仕様を超える商品の陳列
- ・現場作業者の意識、技術レベルが不十分 等

## ③ 経年劣化(腐食、振動、こすれ等)に起因

- ・老朽配管の溶接部の損傷
- ・コンプレッサの振動によるフレア継手の締付の緩み
- ・機器の設置環境の悪さの継続 等

## ④ その他(災害等に起因)

- ・火災
- ・自然災害 等

※ ①②③のケースについては、それぞれのケースが複合的に絡み合っ  
て機器の不具合に至る場合があると指摘されている。

平成21年度冷媒フロン類排出抑制推進等業務報告書(環境省)より作成

# 使用時排出問題に係る啓発

- 環境省では、自治体、機器製造事業者、整備事業者などの意見を取り入れて、業務用冷凍・冷蔵・空調機器の所有者・使用者を対象に使用時排出問題の啓発を図るためのパンフレット「あなたのフロン、知らないうちに漏れていませんか？」を作成。都道府県、関係団体等を通じて配付。





# 海外における使用時排出に関する取組(1)

## <米国> 米国大気浄化法

項目	措置
対象	オゾン層破壊物質を冷媒として含む機器
定期点検 (漏えい検査)	漏えい率が空調用15%、産業用35%を超える場合には30日以内に修理が必要(冷媒充填量 50ポンド~)
記録・点検	追加冷媒、修理記録を保管(冷媒充填量 50ポンド~)
資格	点検、修理又は廃棄する技術者がEPAの認証を受ける必要

(50ポンド≒23kg)

## <カリフォルニア州> 高GWP冷媒管理規則

項目	措置
対象	高GWP冷媒(CFC、HCFC又はHFC)を50ポンド以上含む冷凍冷蔵機器
定期点検 (漏えい検査)	1回/年(冷媒充填量 50ポンド~200ポンド)
	4回/年(冷媒充填量 200ポンド~2000ポンド)
	4回/年又は自動漏えい検知システム(冷媒充填量 2000ポンド~)
修理実施義務	漏えい発見から14日以内、漏えい検査不合格から14日以内 漏えい検査3回連続不合格で機器の回収又は廃棄計画の提出
記録・点検、報告	修理記録の保管 毎年、修理記録をEPAに報告(冷媒充填量 200ポンド~)
資格	EPA認証かつ請負業者の許可の保有が必要

# 海外における使用時排出に関する取組(2)

## <EU> Fガス規則

項目	措置
定期点検 (漏えい検査)	1回/年(冷媒充填量 3kg~30kg)
	1回/6ヶ月(冷媒充填量 30kg~300kg) (1回/年 漏えい検知装置設置時)
	1回/3ヶ月(冷媒充填量 300kg~) (1回/6ヶ月 漏えい検知装置設置時) ※漏えい検知装置の設置は義務。1回/年検査
修理後点検	漏えい修理後1ヶ月以内に点検
記録・点検	冷媒の量、種類、追加冷媒量、点検・廃棄時の回収量等の記録義務(冷媒充填量 3kg~)
資格	対象機器の設置・保守・整備関係の会社・人員等は認定を受けることが必要

# 海外における使用時排出に関する取組(3)

## <オランダ> STEKシステム

- 1991年設立。空調・冷凍設備の据付・保全の際の冷媒の取扱いを認可する財団。
- 理事会は機器メーカー、設備業者、事業者により構成。
- 漏えい点検資格認定のためにはトレーニング(9日間)+座学・実技試験(1日間)
- 資格認定者:7,500人(累計20,000人)
- 認証工事業者に対し、18ヶ月毎に業務監査(Audit)
  - 監査で不具合が見つかりと納入先まで監査を受ける
- 資格者一人当たり平均350ユーロ(約4万円)がSTEKに納付され、安定的に運営

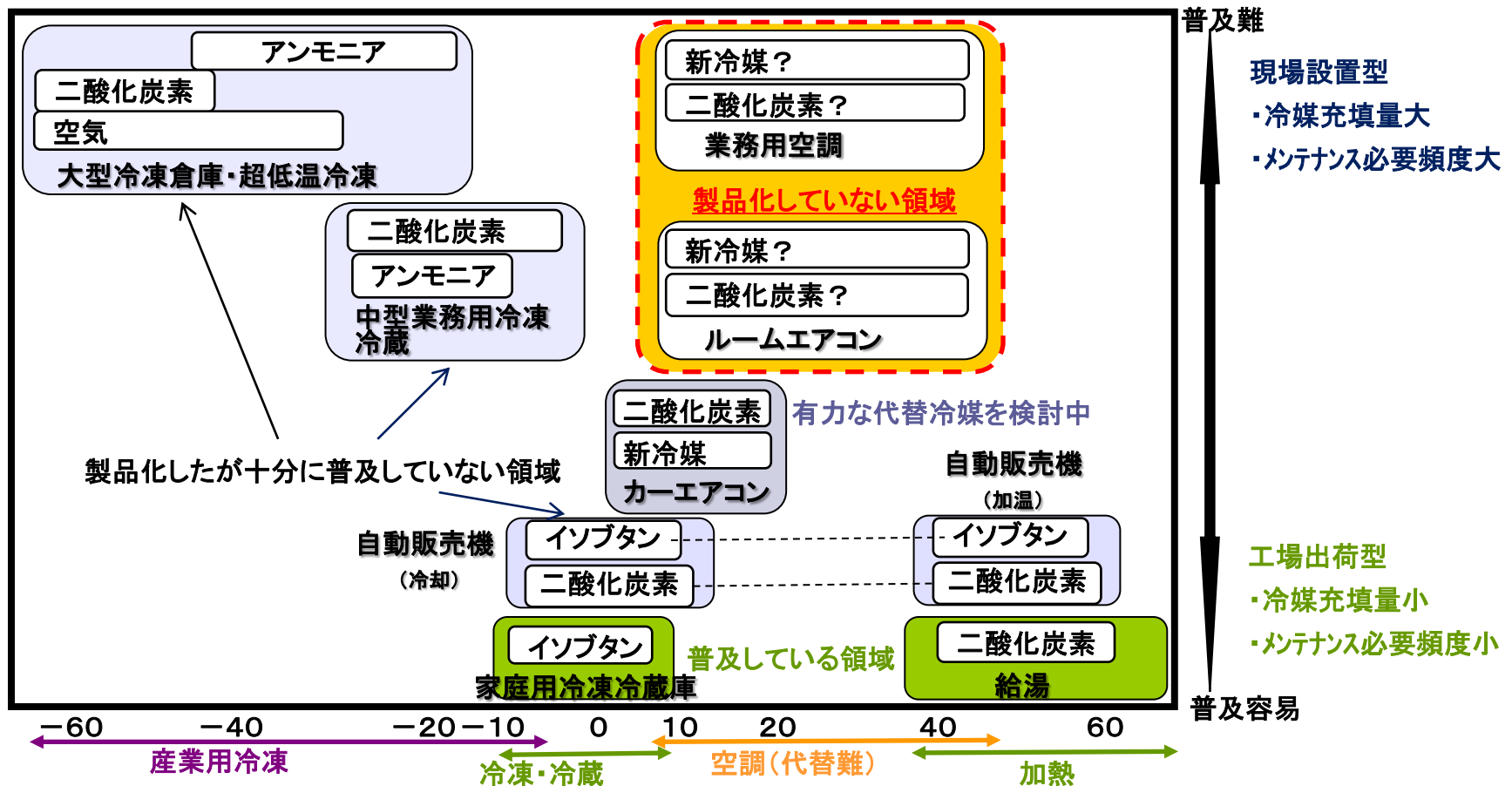
## <英国> Real ZERO project

- 英国冷凍協会(IOR)を主とする冷媒漏えいの削減プロジェクト
- 詳細な調査に基づき、設置者やメンテナンス業者向けのガイドブックや典型的な漏えい箇所、漏えい検査方法等を示すとともに、漏えい点検結果の報告ツール等を提供している。

## **5. 新冷媒の開発・ノンフロン化の推進等**

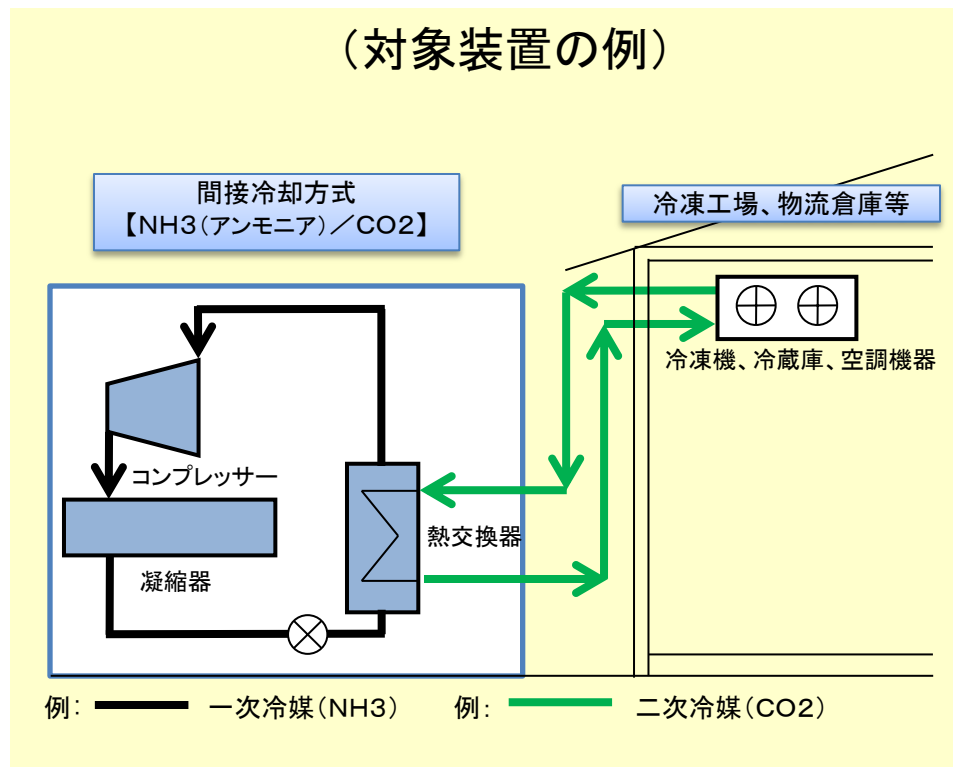
# 冷媒分野における自然冷媒への転換

- 一部の用途では、既に自然冷媒の代替技術の確立が進んでいるが、空調用途などを中心に技術的に未確立の分野が存在。

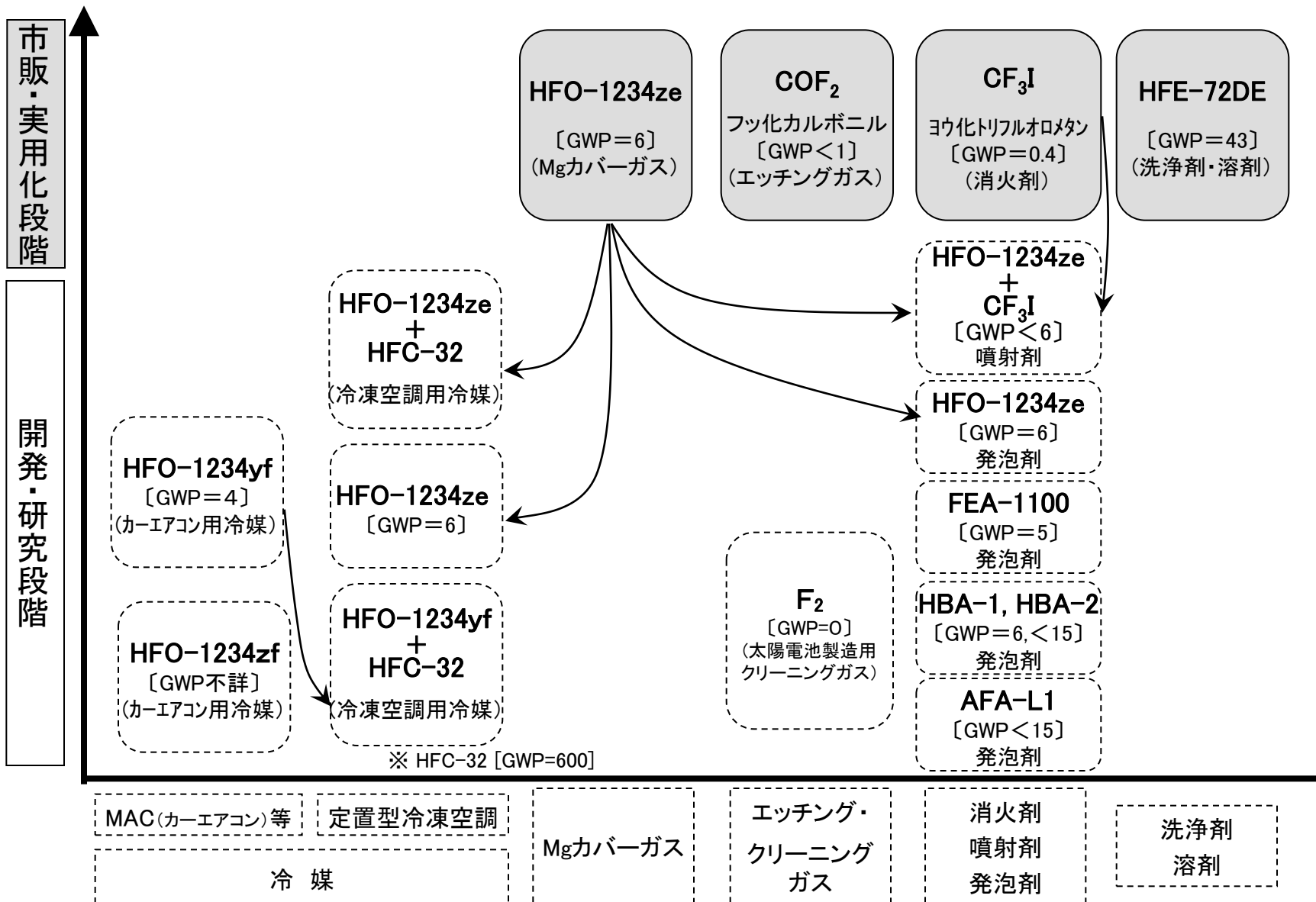


# 省エネ自然冷媒冷凍等装置導入促進事業

- 環境省では、省エネルギーに優れ、かつ自然冷媒を利用した冷凍・冷蔵・空調装置（省エネ自然冷媒冷凍等装置）の導入に対し、費用の一部の補助を平成20年度より実施
- 省エネ効果によるエネルギー起源CO<sub>2</sub>排出量削減とフロン類冷媒の使用回避によるHFC排出量削減を同時に促進



# 新規フロン代替物質の開発・実用化等の状況について



# ノンフロン化の推進(ダストブロワー)

- ダストブロワーは、高圧ガスを噴射し、ほこりなどの粉じん除去、静電気除去等の目的で使用されているが、ガスを回収することができず、温室効果ガスは全て大気に放出される。
- このため、用途に応じて、ブラシやエアコンプレッサー機器等の代替品を用いることやノンフロンダストブロワー(ジメチルエーテル、CO<sub>2</sub>)を選択することが重要。
- 環境省では、グリーン購入法による国等の率先導入、パンフレットによる啓発等により、普及等を実施。





# ノンフロン化の推進（断熱材）

- 断熱材は、住宅、ビルなどの建物で断熱性能を高めるために、外壁や屋根、天井、床などに使われている。
- 近年、省エネや地球温暖化対策の観点から、冷暖房の効率を高めるために断熱材が使用されているが、断熱材の発泡ガスには、フロン類が用いられていることがあり、一部は発泡時に残り長い間をかけて大気に放出されることから、かえって地球温暖化を進めてしまう可能性がある。
- このため、断熱材の使用に当たってはノンフロン断熱材を選択することが重要。
- 環境省では、グリーン購入法による国等の率先導入、住宅エコポイント事業、パンフレットによる啓発等により、普及等を実施。



# フロン類を含む建材用断熱材の処理について

## 「建材用断熱材フロンの処理技術」(平成19年とりまとめ)

- 建材用断熱材に含まれるフロン類について、解体工事、保管・収集運搬、処理等における技術的手法や留意事項を提示

### ①事前調査

廃棄対象となる断熱材に含まれるフロン類の種類や残存量を把握し、適切な処理方法を判断する。

### ②解体工事の実施

断熱材は、細かく破碎しないようにする。

### ③廃断熱材の焼却処理

断熱材フロンは、産業廃棄物焼却処理施設において処理が可能。建材用断熱材に含まれるフロン類について、解体工事、保管・収集運搬、処理等における技術的手法や留意事項を提示 等

# 海外における使用規制等の取組(1)

## <EU> Fガス規則

### ○使用規制

- SF6のマグネシウム・ダイカストへの使用は、2008年以降原則禁止
- SF6の車のタイヤへの使用は、2007年7月より禁止

### ○上市禁止

Fガスの種類	製品・機器	禁止時期
Fガス	履き物	2006年7月
Fガス	使捨て容器、家庭用窓、タイヤ	2007年7月
HFC、PFC	冷媒有する缶冷却装置	2007年7月
PFC	防火システム・消火器	2007年7月
Fガス	その他の窓、単一発泡剤	2008年7月
HFC	新規エアゾール	2009年7月

## <EU> カーエアコン指令

- 新型車種のカーエアコンへGWP150以上の冷媒の使用を禁止(2011年1月以降)
- 全ての新車のカーエアコンへGWP150以上の冷媒の使用を禁止(2017年1月以降)

# 海外における使用規制等の取組(2)

## <ドイツ>

- 業務用冷却設備における環境対策促進ガイドライン
  - 高効率かつノンフロン冷媒の使用設備への補助:35% 等

## <デンマーク>

- Fガス規制法令
  - 冷媒充填量10kg以上の冷凍空調機器へのHFC冷媒の使用禁止
- 温室効果ガス税
  - HFC、PFC、SF6について、GWP比で課税。
  - 冷媒購入時には上記に加え、リサイクル代金と消費税が課される

## <ノルウェー>

- 温室効果ガス税
  - HFC冷媒の販売時に課税され、回収の際に還付